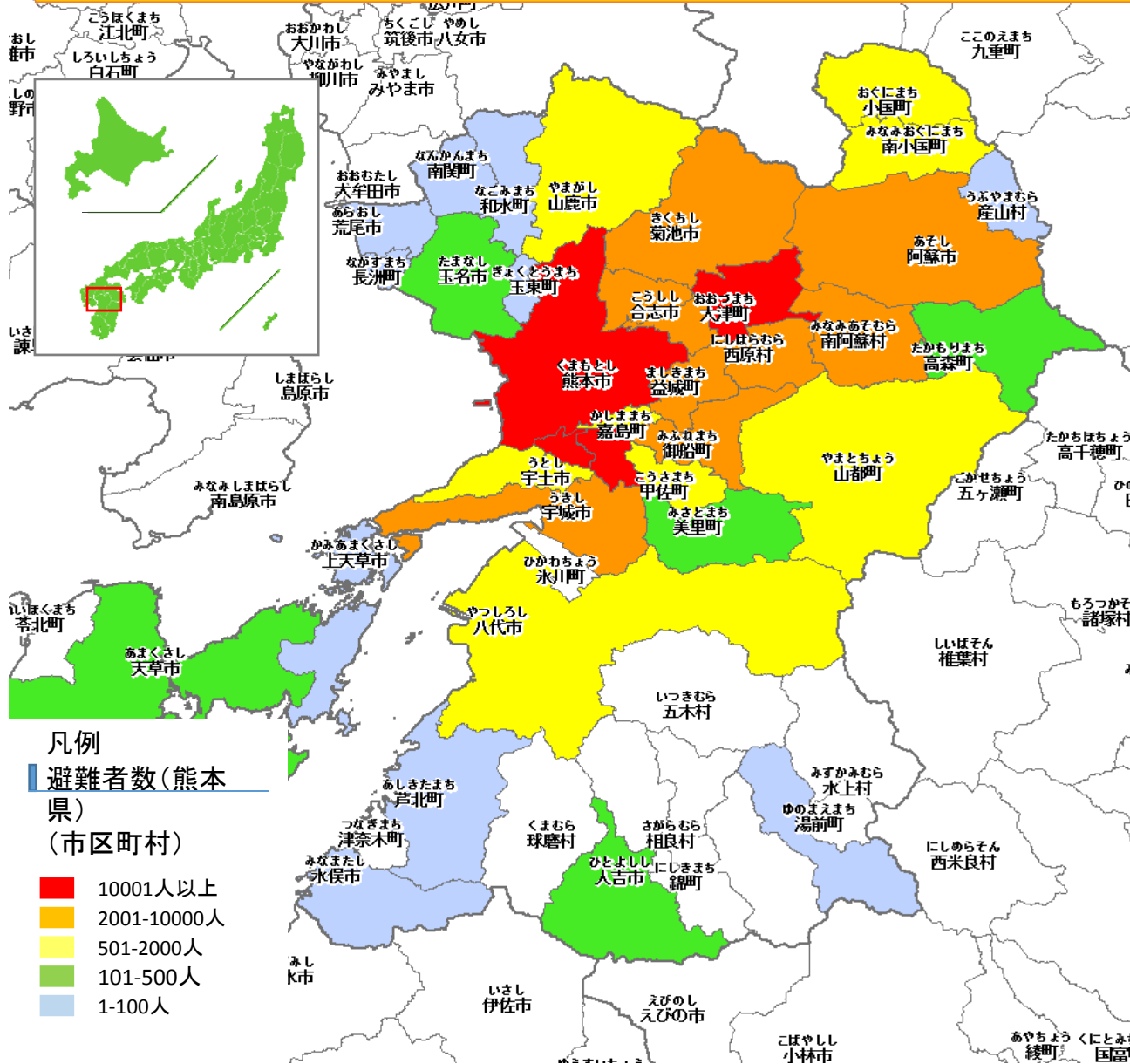


# 平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震 避難所及び避難者状況(4月17日、6月15日)



熊本県情報: ① 4月17日9:30時点  
② 6月15日13:30時点

都道府県	市区町村	避難所数①	避難者数①	避難所数②	避難者数②	
熊本県		855	183,882	123	6,241	
	熊本市	クマト	254	108,266	48	1,594
	大津町	オグマチ	73	12,879	5	103
	菊陽町	キヨウマチ	15	8,000	1	7
	益城町	マシキマチ	12	7,910	15	2,029
	阿蘇市	アソ	30	7,277	1	30
	宇城市	ウチ	21	6,828	7	252
	合志市	カウシ	20	6,629	2	32
	菊池市	キキチ	25	3,631	1	6
	御船町	ミツネマチ	24	3,234	3	257
	南阿蘇村	ミナミアソムラ	20	3,043	9	971
	西原村	ニハラムラ	10	2,951	5	547
	嘉島町	カシマチ	3	2,000	2	329
	山都町	ヤマトチヨウ	37	1,975	1	4
	小国町	コクニマチ	30	1,955	0	0
	八代市	ヤツロ	66	1,705	1	7
	南小国町	ミナミコクニマチ	29	1,701	0	0
	宇土市	ウト	15	1,183	7	61
	甲佐町	カウサマチ	10	561	1	4
	山鹿市	ヤマカ	10	550	0	0
	美里町	ミサトマチ	8	471	5	4
	高森町	タカモリマチ	14	400	3	0
	天草市	アマカサ	6	136	0	0
	玉名市	タナ	15	134	0	0
	人吉市	ヒトヨシ	10	109	0	0
	産山村	ウツヤマムラ	6	95	5	0
	荒尾市	アラオ	19	73	0	0
	南関町	ナンカンマチ	6	54	0	0
	水俣市	ミナマ	22	39	0	0
	芦北町	アシキマチ	25	30	0	0
	上天草市	カミアカサ	1	28	0	0
	長洲町	チガサマチ	4	17	0	0
	和水町	カウミマチ	2	10	0	0
	玉東町	ギョウトマチ	4	6	0	0
	多良木町	タラギマチ	1	2	0	0
	津奈木町	ツナギマチ	3	0	0	0
	相良村	カウラムラ	2	0	0	0
	山江村	ヤマエムラ	2	0	0	0
	湯前町	ユマエマチ	1	0	0	0
	氷川町	ヒカワチヨウ			1	4

(4月17時点確認中)

## 主な市町村における避難所の状況等

市町村	避難所数		避難者数		環境改善のための取組等
	6/15	4/17 (※)	6/15	4/17 (※)	
熊本市	48	254	1,594	108,266	・各避難所に運営管理者(市職員)を配し、定期見回りの結果を本庁で共有、必要な改善
宇城市	7	21	252	6,828	・各避難所に張り付く職員をローテーションにして、複数の避難所の状況を把握し、改善が遅れている避難所を底上げ
御船町	3	24	257	3,234	・各避難所に担当者を設け、2日に1回担当者会議で情報共有
嘉島町	2	3	329	2,000	・各避難所の担当者が毎日情報把握・集約し、共有
南阿蘇村	9	20	971	3,043	・職員、医師、保健師が巡回し、横断的な視点でチェック
西原村	5	10	547	2,951	・各避難所に職員を派遣し、毎日一堂に会し情報交換
益城町	15	12	2,029	7,910	・テント・車中泊避難の解消、過密緩和のための避難所の拡充 ・トレーラハウス等の福祉避難所への要配慮者の誘導 ・NGO団体の協力を得て、ペット同行避難可の新規避難所の開設
熊本県全体	123	855	6,241	183,882	

※4/17(9:30時点)は、熊本県全体での避難所数及び避難者数のピーク

# 避難所の生活環境の改善について



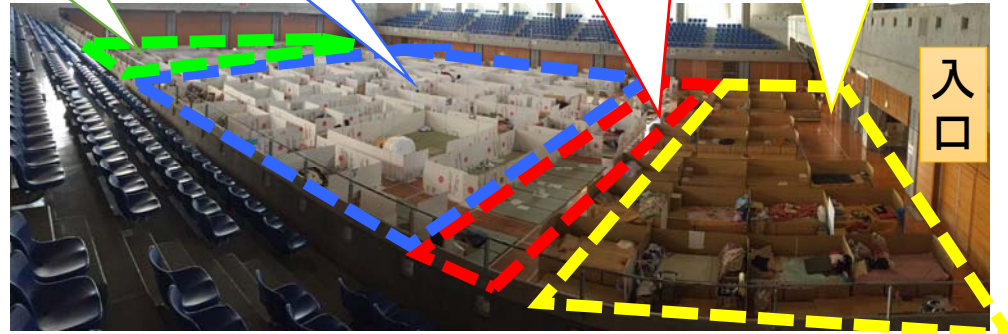
パーティションによる  
個人空間の確保  
(益城町 総合体育館)

【奥のエリア】  
子どものいる  
家族のため  
のスペース

【中央エリア】  
一般の避難  
者のため  
のスペース

【介助家族のエリア】  
介助が必要な避難  
者の家族のため  
のスペース

【入り口に最も近い  
エリア】高齢や持病  
により介助者が必  
要な避難者用



ウイングまつばせ(宇城市)



洗濯機



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)

- ・熊本市江南中学校は最大約2,500名ほどが避難していたが、現在は集約に伴い避難所は解消された。
- ・熊本市総合体育館では最大約550名の避難者が現在は約150名
- ・益城町総合体育館では最大約1,300名の避難者が現在約600名

※6月16日聴取

## 避難所に関するガイドラインについて

- 東日本大震災の教訓を受けた災害対策基本法改正により、市町村は、指定避難所の指定を義務づけられるとともに、避難所における生活環境の整備等に努めることとされた。
- これを踏まえ、内閣府（防災担当）では、平成25年8月、市町村向けに、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定した。
- 今般、避難所の確保と質の向上をさらに促進するため、「避難所の確保と質の向上に関する検討会」での検討を踏まえ、取組指針を受けたものとして、市町村が取り組むべき事項についてより具体的に示した3つのガイドラインを作成し、平成28年4月に公表した。

### 避難所運営ガイドライン

- **質の向上のため、災害対応の各段階において、実施すべき19の業務を明示。**
  - ・「平時からの庁内外の連携協働体制の確立」「避難者の健康の維持」といった観点を重視。
  - ・トイレ、寝床、入浴、ペット等、忘れられがちな細かな対応業務も明示。
- **これら19業務につき、市町村において取り組みやすいよう、具体的なチェックリストを整理。**
  - ・優先すべき業務を表示するとともに、作成作業データを自由に編集・活用できるよう、ダウンロード可能に。

### 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

- **避難所におけるトイレの確保・管理が重大な健康問題であることを強調。**
  - ・「トイレを使えない／使わない」ことは健康の悪化につながる（最悪の場合、生命の危機）。
- **トイレの個数の目安**
  - ・過去災害の事例や国内外の基準を踏まえ、避難者約50人当たり1基を目安として示した。
- **モデルケースと必要数計算シート**
  - ・各種災害用トイレの組み合わせ例とともに、計画的にトイレを確保するための必要数の見積もりツールを提示。

### 福祉避難所の確保・運営ガイドライン

- **福祉避難所の指定のため、平時から取り組むべき事項を重視するとともに、東日本大震災の教訓を考慮。**
- **要配慮者の支援体制の確保、移送手段の確保、避難者を適切な避難所に誘導するための工夫等**

※ 併せて、取組指針について、ガイドラインとの関係を整理する等の観点からの修正を実施。

## 専門的なノウハウなどを有するNPO/NGOの活動について

### NPO/NGO等の連携・協働を行うための体制の構築

○JVOAD準備会※が熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等に対し呼びかけ、連携・協働を行うための会議「**熊本地震・支援団体火の国会議**(以下、「火の国会議」)」を4月19日(火)に設立した。

※JVOAD:全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

○以降、每晚19時より、活動地域・活動内容の報告・調整、相互に補完できる業務の調整を行っている。

参加団体数 221団体(6月5日現在)

※6月14日まで毎日開催。以降毎週火・木の週2回開催。  
別途毎週水曜に地域間の情報共有を図る会議を開催。

○内閣府は、火の国会議の設立及びNPOと県との連携・協働を図るため、熊本県と調整した。

火の国会議の様子



### NPOと行政との連携・協働体制

#### 熊本県

○4月19日(火)より、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県関係課の連携・協働による円滑な被災者支援のため、情報共有、施策の調整等を行う会議を随時開催。

○上記に県社協を加え「被災者支援に関する関係機関連絡会議」を設立し、4月28日(木)より週2回(月、木、10時30分)の定例開催としている。

#### 熊本市

○5月10日(火)以降、火の国会議に参加するNPOと熊本市との連携会議を週2回(火、金10時00分～)開催している(適宜、国も出席)。

#### 益城町

○5月12日(木)に、益城町の地元有志を中心に、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県、益城町、益城町社協等も参加する「益城がんばるもん会議」を開催。定例化(月、木17時00分～)。

5月12日の「益城がんばるもん会議」の様子



### 一般の個人ボランティアの参加者数

○被災地の社会福祉協議会が開設・運営する災害ボランティアセンターには、全国から多数のボランティアが駆け付けている。

○累計参加人数(6月14日時点):

**86,385人**

# 災害対策基本法等における避難所に係る関連規定(1)

## 災害対策基本法

(※)平成25年6月改正により追加

### (指定避難所の指定)

**第49条の7** 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。))を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。))その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、**政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。**

2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

### (避難所における生活環境の整備等)

**第86条の6** 災害応急対策責任者は、**災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

### (避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

**第86条の7** **災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

※ 災害応急対策責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(災対法第51条)

## 災害対策基本法等における避難所に係る関連規定(2)

### 災害対策基本法施行令

#### (指定避難所の基準)

**第20条の6** 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

### 災害対策基本法施行規則

#### (令第20条の6の内閣府令で定める基準)

**第1条の9** 令第20条の6の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

# 災害対策基本法等における避難所に係る関連規定(3)

## 防災基本計画

(※)平成28年5月中央防災会議決定

### 第2編 各災害に共通する対策編

#### 第2章 災害応急対策 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

#### 3 指定避難所

##### (1) 指定避難所の開設

○市町村は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、**要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。**さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、**多様な避難所の確保に努めるものとする。**

○市町村は、**避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討**するものとする。

##### (2) 避難所の運営管理等

○市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、**避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、**必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、**被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。**

○市町村は、それぞれの**避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。**また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。





## 災害対策基本法等における避難所に係る関連規定(4)

### 防災基本計画

○市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

○市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

○市町村(都道府県)は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。